

## 中部森林管理局樹木採取権制度説明会（令和3年7月19日） 質問に対する回答

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	1-1	P8	権利設定料、樹木料	「樹木料」の算定について詳しく教えてほしい。樹木料について折り合わなければ伐採はできないのか。	樹木採取区の中から「基礎額算定林分」を8か所（中部1東信・真田樹木採取区の場合）選定し、「基礎額算定林分」について国が価格を設定し公募時にこれを「基礎額」として公表します。申請者は当該現地を確認していただき、申請時に「申請額」を示していただきます。この「基礎額」と「申請額」との値開き率が割増率として、権利存続期間中、毎年の伐区ごとに算出される「樹木料評定額」に割増しされることとなります。 このように算定され国が提示する樹木料を踏まえ、当該伐区について、樹木採取権者が採取を行うかを選択するという仕組みになっています。 なお、申請時の基礎額に関して、申請者が「基礎額算定林分」について算出した価格を申請額とし、その額が基礎額未満の場合は、審査により樹木採取権者として選定することはできません。（資料5-2審査基準等 第1審査基準 1（1）イ参照）
2	1-1	P8	権利設定料、樹木料	樹木料の提示段階で、樹木料評定額について何か協議等はあるのか。	樹木料の提示段階での協議等はありません。
3	1-1	P9～P11	木材の安定的な取引関係の確立	川中川下との協定が条件としてあるが、木材センターのような仲卸業者との契約は、川中川下を包括するような契約として認められるのか。	木材センターのような仲卸業者と申請者との協定だけでは川中や川下への供給増につながったか確認できないため、川中川下を包括する協定としては認められません。（なお、仲卸業者が川中事業者を兼ねる場合は、樹木採取権者と川中事業者との協定としては認められます。） 本制度は既存の取引に影響を与えず、川中川下に新規の販路先を開拓してもらう趣旨なので、今回の権利設定を活用し、木材センターの販売先とともに、新たなサプライチェーンの創出に取り組んでいただきたいと考えております。
4	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	「木材の安定的な取引関係の確立」について詳しく教えてほしい。現在の事業量に樹木採取権分を上乗せするということが、既存の販路先以外に新規の販路先を追加するということが。	現在の事業量に樹木採取権分を上乗せするという解釈であり、上乗せ分は既存の販路先への数量拡大又は、必要に応じ新規の取引先を開拓していただくことが必要です。なお、本件については、後日、詳細まとめたものを公表する予定です。
5	1-1	P13～P16	契約の締結と計画の策定等	実施契約の契約期間が地域管理経営計画と一致とあるが、具体的にどのように行うべきか。保安林の指定施業要件があると思うが、森林資源等状況一覧表によるものという解釈でよいか。	樹木採取区の所在する千曲川上流森林計画区の地域管理経営計画の計画期間に合わせ、樹木採取権の実施契約を締結することになります。資料5-1樹木採取権関係想定スケジュールから実施契約期間を考えますと、現5次計画の残期間が約2カ年（Ⅰ期）、6次計画が5カ年（Ⅱ期）、7次計画約3カ年（Ⅲ期）の採取権設定期間約10年間に於いて3期の計画に合わせた実施契約となります。 それぞれの期間で伐採を予定する箇所については、計画変更や、新規樹立において指定をしますので、ご承知ください。（資料2-3ガイドラインの概要 P15 第11章樹木採取権実施契約 参照） また、資料3P6にも記載のとおり、全域、水源涵養保安林に指定されていることから、林小班ごとに定められた指定施業要件を遵守していただく必要があります。公募時に当局から示される採取の基準と森林資源等状況一覧表を確認し申請ください。 なお、樹木採取権者が作成する計画が適合すべき地域管理経営計画書・管理経営の指針につきましては中部森林管理局HPで公表されていますので、参考としてください。 ※地域管理経営計画書・管理経営の指針については以下の中部森林管理局HPアドレスからご覧いただけます。 <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sinrinkeikaku/sinrinkeikaku21.html">http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sinrinkeikaku/sinrinkeikaku21.html</a>
6	1-1	P13～P16	契約の締結と計画の策定等	協定締結後に市況の変化等により、収益性が悪化した場合、中途の解約などは可能か。	制度上、理由如何によっては、実施契約期間中に最低限採取すべき面積の緩和措置が設けられているほか、権利の一部放棄が可能です。（樹木採取権制度ガイドライン第23章樹木採取権の放棄 参照）なお、市況があまりにも悪化した場合は、樹木採取権を設定した後であっても、森林管理局長と樹木採取権者が締結する樹木採取権運用協定において、外部の有識者からなる「国有林材供給調整検討委員会」の検討結果を踏まえ、局長が国有林材の供給調整が必要と判断した時は、樹木採取権者にも協力を求めることがあります。 ※樹木採取権制度ガイドラインについては以下の林野庁HPアドレスからご覧いただけます。 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusa/isyuken.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusa/isyuken.html</a>
7	1-1	P15	樹木の採取に関する基準	10年という長いスパンの中、毎年の伐採搬出数量は一方向的に決められてくるのか、協定者が決めることができるのか。また、年間の伐採計画を立てたとして、途中で計画の修正変更は可能か。	公募の段階で、年間の伐採搬出数量ではなく、採取する面積の下限（実施契約期間内）と上限（実施契約期間内及び単年度）を示します。10年間にわたり安定的に事業を行っていただきたいという協定であり、例えば、「最初の5年で全部出します」ということにはなりません。公募時の下限上限をふまえた伐採計画を作成していただくこととなります。 計画の修正変更は可能ですが中部森林管理局長の承認が必要となります。
8			全般	今後、他署でも樹木採取区指定の計画はあるのか。	今回の全国10か所の設定はパイロット的な試みであるため、現時点で次の候補地が設定されているものではなく、今後において今回の設定を運用、検証し、その結果等を踏まえ判断していく考えです。
9			全般	後日の質問は受け付けてもらえるのか。	質問いただいて構いません。但し、質問内容につきまして、公表の必要性があれば、HP上により公表することをご承知ください。なお、質問は、資源活用課企画官（長期安定供給）までお願い致します。

中部森林管理局樹木採取権制度説明会（令和3年7月19日） 以降にあった質問に対する回答（質問番号は通し番号）

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
10	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	申請者が示す事業量については国有林材のみを記載するのか、民有林材も含めて記載するのか。	申請書の様式や記載例などについては公募時の説明会でお示しますのでそれを参考に記載願います。 なお、民有林材も含めた事業量を記載していただくことを想定しています。 ※申請書作成要領の標準例については「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について」別紙8をご確認ください。（7/19説明会資料5-3） <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyukun-30.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyukun-30.pdf</a>
11	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	事業量のイメージに例示されている数値について実績ベースでクリアできないということは認められるのか、ペナルティなどないか。	木材の安定的な取引関係の確立については、申請時の木材取引計画において、5年後までに目標を達成していただくよう定めていただいております。 また、実績について素材生産量については毎年度、木材消費量は新規需要開拓の取組について複数年（3年後、5年後、8年後、10年後）ごとに報告していただくこととしています。 この中で、国が計画への適合を確認し、目標値がクリアされていない等相違している場合にはその理由を確認するとともに、国有林材供給調整検討委員会に報告を行い、地域の木材需給等に悪影響が生じていると判断された場合には、改善指導を行うこととなります。 さらに、国の改善指導を経た上で 是正勧告に従わない場合や、是正がみられない場合については、樹木採取権を取り消す場合もあります。 なお、主要取引先に当たる事業者に変更があったときは変更後遅滞なく、主要取引先以外の取引先の変更等については定期報告において、それぞれの理由を付して変更後安定取引協定書及び木材取引計画を提出していただくこととしており、問題がある場合は樹木採取権者と協議することとなっています。 ガイドラインP75（7）契約の履行義務違反等への対応について（参照）
12	2-3	P19	木材の安定的な取引関係の確立	民有林からの木材供給を圧迫しないため条件を設定とあるが具体的にはどのようなことか。	公募時に行使の指針を示すこととしていますが、原則として民有林からの木材供給を圧迫しないことも一つの条件となっており、具体的には以下のとおりです。 ①申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。②申請者の素材生産量が、申請者の樹木採取区からの素材生産量以上に増加すること。③木材利用事業者等の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加すること。④樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結している木材製品事業者等をはじめとした取引事業者等の新規需要開拓に充てられること ガイドラインP96（5）樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定的な取引関係の確立に係る審査及び評価について（参照）
13	1-1	P17	実行計画（年度計画）の例	2実行計画図案では保護樹帯に作業道は入っていないが保護樹帯に作業道を作設することはできないのか。	保護樹帯に作業道を作設することは可能ですが、尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所等については必要最小限としてください。なお、森林作業道作設に当たっては森林作業道作設指針、中部森林管理局作業道作設標準例に適合して作設していただくこととなります。 また、作業道作設、土場作設等に関しては事前の申請承認が必要となります。
14	1-1	P17	実行計画（年度計画）の例	土場や作業道の設置において発生する支障木の取扱いはどうなるのか。	樹木採取区外の支障木は従来の立木販売と同様、森林管理署長の承認を受けた上で森林管理署長と売買契約を締結し、売買代金を納付しなければ伐採できません。 樹木採取区内の場合は、支障木に係る樹木料をあらかじめ納付しなければ採取できないため、伐区内の採取対象木と同様、樹木料確定通知により樹木採取権者に金額を示すこととなります。 なお、樹木採取区の内外を問わず、これらの金額については、森林管理局長が定める立木価格評定要領（非公表）により算出された金額となります。
15	1-1	P20	植栽等	機械地拵え等が前提とされているが当該地は人力地拵えが主と考えるのがいいか。	低コスト化、効率性の観点から機械地拵えが人力地拵えに比べ優位と考えますが、実際の林地状況等で判断することとなります。
16	1-1	P20	植栽等	採取跡地への植栽について価格面で折り合わず造林事業請負契約を締結できない場合が想定されるが、そのようなことは可なのか。義務違反とならないかペナルティを受けるのか。	植栽について、価格が折り合わず造林事業請負契約を締結できなかった場合、当該造林事業請負契約の締結について一般競争入札に付すものとし、樹木採取権者は当該入札には参加してはならないものとします。 契約の履行義務違反関係につきましてはガイドラインP75～P77をご覧くださいと思います。 なお、繰り返し造林事業請負契約を締結しない場合などは締結義務違反に該当し、違約金などのペナルティが課されることがあります。 ガイドラインP117ウ造林事業請負契約締結に係る留意事項（参照）
17			全般	樹木採取区内及びその伐採の影響で崩落等が発生した場合の責任の所在、修繕、復旧の義務は採取権者が負うのか。	樹木採取権が第三者の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、速やかにその状況を国に報告しなければならず、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならないことを運用協定で規定することとしています。 ガイドラインP119第18章リスク分担（参照） なお、立木販売同様、樹木採取権者は樹木の採取、搬出その他の作業の実行に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならず、国は必要に応じ採取権者に対して必要な措置を求めることができることとなっています。



中部森林管理局 樹木採取権公募要項等説明会、現地説明会（令和3年10月14日、15日）質問に対する回答

【10月14日 公募要項等説明会】

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料 1	P4～P6	木材の安定的な取引関係の確立	木材の安定的な取引の協定関連でペナルティなどはあるか。	木材の安定取引のため、関係者が協定を遵守することが望まれますが、情勢の変化により遵守が難しい場合、申請により、協定先を変更することは可能です。また、木材の安定取引の実績について、素材生産量は毎年度、木材消費量は新規需要開拓の取組について複数年（3年後、5年後、8年後、10年後）ごとに報告いただく予定です。協定の遵守状況については、国が木材取引計画への適合を確認し、国有林材供給調整検討委員会に報告するという流れとなりますが、この中で、地域の木材需給に悪影響を及ぼしているとして委員会から意見をを受けた上で行われる国の改善指導に従わないなど計画に対する取り組みが不誠実であると判断された場合にはペナルティとなる場合があります。
2	資料 1 資料 2 別紙11	P4 P2	木材の安定的な取引関係の確立	新規需要とはどのようなものが当たるのか。	新規需要として考えられるものは ①従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの、 ②従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの、 ③その他の取組として、地元産材の活用により差別化を図る取組、輸出、国産材製品の競争力強化に関する取組、原木供給が不足している用途への供給等で既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを想定しています。別紙11「樹木採取権を行使する際の指針」P2（別記）木材の取引等について以下を満たすこと。備考に例示として記載しています。
3	資料 1 資料 2 別紙11	P4 P2	木材の安定的な取引関係の確立	川上事業者としてはゼネコン等との繋がりは薄く川下に協定を依頼することは難しい。経営に関わることもである。数量増のみでは新規需要開拓と認められないのか。	樹木採取区からの供給量を元に、申請者と川中事業者、川下事業者と木材の安定取引協定を結んでいただくことは必須となります。協定において、単純な数量の増のみでは新規需要開拓と認められませんので、木材の新規需要開拓の内容を申請書に記載して下さい。新規需要開拓の例は資料1のP4のとおりですが、例えば外材を使用していたところを国産材に切り替えるということでも新規需要開拓と認められると考えています。
4	資料 1	P12	樹木料	割増率は10年間固定か。	権利存続期間中、割増率は固定であり変更はありません。
5	資料 1 資料 2 別紙15	P14 P24	植栽等	植栽まで行うことが義務の様だが下刈りまで含むのか。	採取権者の義務は地植え、植栽までとなります。別紙15運用協定書（案）P24第9章「採取跡地における造林」第55条造林の委託のところをご確認下さい。
6	資料 2 別紙 4 別紙15	P1, P3, P4, P6 P46～P47	生産固定経費	生産固定経費を共通とみなす伐区とはどのようなものか。	基礎額を算定するにあたり、基礎額算定林分に近接した伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（生産固定経費）を同一とみなし、面積割合で按分した伐区群のことを言います。資料4公募時現況図面において、同色で塗られた伐区群が生産固定経費を共通とみなした伐区となります。
7	資料 2 別紙12	P6～P13	採取に関する基準	採取可能面積が174haということだと年平均で約17ha。上限面積があるとのことだがその上限内であれば自由に伐れるのか。	採取可能面積は、権利設定料の算定、採取面積の上限等の算定に用いるための面積であり実際に採取できる面積とは異なります。また、実施契約の契約期間中に採取できる面積については、上限採取面積及び最低採取面積が設定されており、上限採取面積には実施契約の契約期間中に採取できる総計上限採取面積と単年度に採取できる単年度上限採取面積、最低採取面積には実施契約の契約期間中に採取しなければならない総計最低採取面積があり、それぞれの条件を満たす必要があります。なお、具体的な数値は別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のP12～P13をご確認下さい。
8			全般	今後、上田市以外でも樹木採取区設定の予定はあるのか。	今回の全国10か所の設定はパイロット的な試みであるため、現時点で次の候補地の設定が検討されているものではありません。今回の設定を運用、検証し、その結果等を踏まえ判断していく考えです。

【10月15日 現地説明会】

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料2 別紙2 別紙3	P1	面積関係	採取区の区画面積約274haと採取可能面積約175ha、この100haの差は何か。採取可能面積は実際伐採できる面積と考えて良いか。	採取区の区画面積とは、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。この各区画面積の合計が当樹木採取区では273.90haとなっています。（資料2別紙3「中部1東信・真田樹木採取区森林資源等状況一覧表」備考1を参照） 採取可能面積とは権利設定料の算定や採取面積の上限等の算定に用いるための面積であり、実際に採取できる面積とは異なります。算定過程につきましては資料2別紙8「権利設定料の算定方法」P6～P8をご確認下さい。
2	資料2 別紙6	P1	保安林協議	土場、作業道の拡幅についての保安林手続はだれが行うのか。	保安林について長野県への手続き（協議）については、原則、国の方で行うこととしています。
3	資料2 別紙12	P6～P13	採取に関する基準	上限、最低の採取面積について詳しく教えてほしい。	樹木採取権では、実施契約の契約期間中に採取できる面積の上限採取面積及び最低採取面積を設定しています。 上限採取面積では、実施契約の契約期間中に採取できる総計上限採取面積と実施契約の契約期間中の単年度ごとに採取できる単年度上限採取面積をそれぞれ二通り（（1）、（2）※）設定し、採取方法が①単一の場合は（1）を②複数の場合は（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす必要があります。（中部局は、採取方法が複数ありますので②を適用します。）また、単年度上限採取面積には、単年度上限採取面積（新規と繰越の合計面積）と新規伐区に係る単年度上限採取面積（新規のみの面積）があり、こちらも（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす必要があります。 最低採取面積では実施契約の契約期間中に採取しなければならない総計最低採取面積を設定しておりこちらの条件も満たす必要があります。 なお、具体的な数値は別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のP12～P13に記載しています。 ※ 別紙12「中部1東信・真田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」P6～P11を参照。
4	資料2 別紙14	P5	実行計画	実行計画書の提出から実際伐採ができるまでの期間はどのくらいかかるのか。	前年度の5月末日までに当該年度の実行計画書を国に提出してもらうこととしており（別紙14実施契約書（案）P5第4章各年度の実行計画第6条参照）、以降收穫調査を実施、その結果に基づき保安林伐採協議や樹木料の算定・提示を行います。そのため、実行計画書の提出から伐採できるまでは通常10ヶ月程度かかる予定です。
5	資料2 別紙15	P19	林道関係	既存林道の修繕は誰が行うのか。	既設的林道等の維持及び修繕は、国がその負担で行います。ただし、樹木採取権者による林道等の損傷の修繕については、樹木採取権者がその負担で行っていただくこととなります。別紙15運用協定書（案）P19第36条（既設林道等の維持及び修繕）を参照下さい。